

## 災害時等の緊急措置について

下記の場合は、次のような対応をお願いします。なお、このプリントは各ご家庭で保存しておいてください。

### ◎地震発生時の措置

1	大地震（震度5弱以上）が発生の場合	
	始業前	臨時休園
	保育中	保育中止 (状況に応じて幼稚園待機または帰宅措置の連絡をします) 翌日 臨時休園
	降園後	翌日 臨時休園
2	震度4以下の地震が発生の場合	
	幼稚園施設の被害状況・通園路の安全状況により、臨時休園の措置をとるか どうか判断しますので、 <u>臨時休園の連絡がない限り登園してください。</u>	

※ 大地震発生時の臨時休園の期間は、被害状況によりますので幼稚園より連絡します。

### ◎警報発表時の措置

茨木市（大阪府・北大阪）に「暴風警報」、または「特別警報」が発表された場合、下記の措置をとります。なお、従来の「大雨」「大雨・洪水」の警報が発表された場合は通常どおり登園してください。

1	午前7時の時点で「警報発表」の場合	自宅待機
2	午前9時までに警報解除の場合	登園（平常保育）
3	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休園

※ 保育中に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合は、原則としてその時点で保育を中止します。幼稚園の指示に従って速やかにお迎えに来てください。

## ◎警戒レベル避難情報発令に伴う緊急措置

本市において、洪水、内水氾濫、土砂災害について市町村が避難情報を発令する際には、下記のとおり5段階の警戒レベルでお知らせします。

災害の発生を把握した場合、可能な範囲で災害発生情報を住民に伝達すること等により、住民等が的確な避難行動がとれるよう内閣府の「避難情報に関するガイドライン」が改定され、令和3年5月20日（木）より運営を開始することとなりました。ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

警戒レベル	避難情報等	住民等がとるべき行動	備考
警戒レベル 5	緊急安全確保 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令。	既に安全な避難ができず命が危険な状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	市町村が発令
〈警戒レベル4までに必ず避難！〉			
警戒レベル 4	避難指示	危険な場所から全員避難する。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。	
警戒レベル 3	高齢者等避難	避難に時間を要する人（高齢者や障害者、乳幼児等）とその支援者は避難を開始する。その他の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難する。	
警戒レベル 2	気象注意報 等	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	
警戒レベル 1	早期注意情報（警報級の可能性）	災害への心構えを高める。	気象庁が発表

※休園の基準としていた、「暴風警報」「特別警報」に加え、

- ・上記警戒レベル3～5が幼稚園の所在地（郡山）に発令された場合も休園となります。
- ・保育中に警戒レベル3～5が発令された場合は原則としてその時点で保育を中止します。
- ・自宅待機等の対応につきましては、警報発表時の措置と同様となります。

★表記以外の場合も気象情報や幼稚園の施設等の状況により、休園及び急なお迎え等をお願いする場合があります。（そのような場合は、緊急メール配信等で園から連絡をいたします）

★やむを得ない事情で連絡が混乱し、ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。